

特定秘密保護法の廃止に関する意見書（案）

安倍内閣が提出した特定秘密保護法については、国会審議などを通じて法案の中身が知られるとともに、国民の間で不安と批判の声が上がっている。世論調査でも反対が過半数、慎重審議を求める声が8割前後になったものがあるほか、法曹界やマスコミ、学者、文化人など、各分野で反対の声が急速に広がった。

今回決定された特定秘密保護法は、行政機関の長が安全保障の妨げになると判断すれば、軍事、外交、スパイ防止、テロ対策などの行政情報を「特定秘密」と指定することができる。そして、公務員や請負事業者、関係する国民などが、故意・過失を問わず、「特定秘密」を漏らし、知ることになれば、最高で懲役10年、国会議員でも最高で懲役5年の重罰を科し、未遂であっても、共謀、教唆、せん動しただけでも対象となる厳しい罰則が設けられている。

しかし、何が秘密なのか自体が、国民には秘密にされており、行政機関の長の判断によって、「特定秘密」の範囲が恣意的に拡張される危険性がある。また、「特定秘密」の保全を義務付けられる公務員だけでなく、何が「特定秘密」に指定されているかを知らされていない国民も、行政情報を知ろうとした場合、「特定秘密」を取得しようとしたとして、重罰に処せられるおそれがある。

このように、特定秘密保護法は、逮捕や裁判の際にも、いかなる「特定秘密」の取得に当たるのかさえ公開されず、国民の知る権利を奪い、憲法に定める基本的人権などを損なう可能性のある危険な法と言わざるを得ない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、特定秘密保護法を廃止するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。